

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3 文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 県内公立図書館等一覧

<公立図書館>

平成20年4月1日現在

	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大分県立図書館	870-0814	大分市大字駄原587番地の1	097-546-9972
2	中津市立小幡記念図書館	871-0056	中津市片端町1366番地の1	0979-22-0679
3	中津市立三光図書館	871-0102	中津市三光成恒437番地の2	0979-43-2032
4	中津市立本耶馬溪図書館	871-0202	中津市本耶馬溪町曾木1800番地	0979-52-3033
5	中津市立耶馬溪図書館	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地	0979-54-3111
6	中津市立山国図書館	871-0712	中津市山国町守実130番地	0979-62-2141
7	豊後高田市立図書館	879-0606	豊後高田市王津987番地	0978-24-2277
8	宇佐市民図書館	879-0453	宇佐市大字上田1017番地の1	0978-33-4600
9	宇佐市民図書館安心院分館	872-0521	宇佐市安心院町下毛2130	0978-44-1111
10	宇佐市民図書館院内分館	872-0332	宇佐市院内町山城39	0978-42-5231
11	杵築市立図書館	873-0001	杵築市大字杵築1番地1	0978-62-4362
12	別府市立図書館	874-0942	別府市千代町1番8号	0977-23-2453
13	国東市国見図書館	872-1401	国東市国見町伊美2300-2	0978-82-1585
14	国東市くにさき図書館	873-0503	国東市国東町鶴川160-2	0978-72-3500
15	国東市武蔵図書館	873-0412	国東市武蔵町古市1131-1	0978-69-0946
16	国東市安岐図書館	873-0202	国東市安岐町瀬戸田728番地	0978-67-3551
17	日出町立萬里図書館	879-1506	速見郡日出町2602番地の2	0977-72-2851
18	大分市民図書館	870-0021	大分市府内町1-5-38	097-538-3500
19	臼杵市立臼杵図書館	875-0041	臼杵市大字臼杵6番地の16	0972-62-3405
20	臼杵市立臼杵図書館野津分館	875-0201	臼杵市野津町大字野津市184	0974-32-3317
21	津久見市民図書館	879-2431	津久見市大友町5-15	0972-85-0080
22	由布市立図書館	879-5506	由布市挾間町挾間104-1	097-586-3150
23	由布市立図書館庄内分館	879-5406	由布市庄内町西長宝420番地	097-582-0214
24	由布市立図書館湯布院分館	879-5102	由布市湯布院町川上3758番地1	0977-84-2604
25	佐伯市立佐伯図書館	876-0843	佐伯市中の島2丁目20番33号	0972-24-1010
26	竹田市立図書館	878-0013	竹田市大字竹田1980番地	0974-63-1048
27	豊後大野市中央図書館	879-7125	豊後大野市三重町内田881番地	0974-22-7733
28	豊後大野市緒方図書館	879-6643	豊後大野市緒方町下自在172	0974-42-4141
29	日田市立淡窓図書館	877-0003	日田市上城内町1番72号	0973-22-2497
30	九重町・図書館	879-4803	玖珠郡九重町大字後野上17-4	0973-76-3888

<公立図書室及び図書館類似施設>

※公立図書館未設置の2町村のみ掲載

平成20年4月1日現在

	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	姫島村中央公民館図書室	872-1501	東国東郡姫島村1630番地の1	0978-87-2540
2	玖珠町わらべの館	897-4404	玖珠郡玖珠町大字森868-2	0973-72-6012

5 用語解説

(五十音順)

○ 学校図書館図書整備計画 (p. 15)

公立義務教育諸学校において、学校図書館図書を整備するための経費として、平成19年度からの5年間で、毎年約200億円、総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられることとされている。

○ 学校図書館図書標準 (p. 12)

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

○ 家庭文庫 (p. 11)

子どもの読書活動を推進するため、個人が自宅を開放し、児童図書の貸出しやおはなし会等を行う場。

○ 子ども読書の日 (p. 8)

4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた。

○ 子どもゆめ基金 (p. 11)

(独)国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成を行うもの。

○ 司書教諭 (p. 14)

学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に当たる職員のこと、教諭をもって充てる。平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭を配置することが義務づけられた。

○ 児童館 (p. 5)

児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つ。児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進したり、情操を豊かにしたりすることを目的としている。

○ ストーリーテリング storytelling (p. 8)

語り手が昔話や物語を覚えて、聞き手に語り聞かせること。

○ 総合的な学習の時間 (p. 10)

地域や学校、生徒の実態などに応じて、教科等の枠を越えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心などに基づく学習等、創意工夫を生かした教育活動を行うもの。

○ **読書活動 (p. 1)**

子どもが本を読むことはもちろん、絵本を見たり、ストーリーテリングを聞いたりすること、読書会や朗読会等に参加すること、また、読書感想文を書いたり、そのコンクールに参加することなど、子ども自身が読書に関わりを持つこと。

○ **特別活動 (p. 14)**

小学校では「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」及び「学校行事」を指す。

中学校では「学級活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」を指す。

高等学校では「ホームルーム活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」を指す。

○ **認定こども園 (p. 12)**

幼稚園・保育園等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。

○ **パネルシアター panel theater (p. 17)**

白や黒の起毛した布地を張ったパネル（舞台）に、不織布で作った人形や絵を貼ったり外したり動かしたりしながら、話の内容に合った場面を構成し演じる、動く紙芝居のようなもの。

○ **ブックスタート bookstart (p. 27)**

乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。

○ **ブックトーク booktalk (p. 14)**

一つのテーマに沿って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

○ **放課後子ども教室 (p. 10)**

すべての児童を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを利用して、勉強やスポーツ・文化活動等の取組を実施し、子どもたちを地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくむことを目指す取組。

○ **放課後児童クラブ (p. 10)**

保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る取組。

○ **余裕教室 (p. 15)**

学級数の減少によって恒久的に使われなくなった普通教室を指す。

○ **レファレンス (レファレンスサービス) reference service (p. 8)**

利用者の質問や相談等に、司書が所蔵資料等を活用して調査し、資料や情報の提供などを行う図書館サービス。